

危険物とは

危険物は、消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- ① 火災発生の危険性が大きいもの
- ② 火災拡大の危険性が大きいもの
- ③ 消火の困難性が高いもの

私たちの身近に危険物となる物品は無いように感じますが、さまざまな製品に危険物は使われているのです。

例えば

・ガソリン ・灯油 ・消毒用アルコール ・アロマオイル ・動植物油 ・塗料
・モバイルバッテリー・化粧品 ・スプレー缶 など 他にも多くの危険物があります。

危険物の取扱には十分注意が必要です。

危険物について何かご不明な点がございましたら、八丈町消防本部までお問い合わせください。

◎[令和7年度 注意喚起リーフレット](#)

